

一般意見聴取WGの今後の進め方について(案)Ver.3

目的と活動(案)

✚ 目的

- 淀川水系流域委員会の設立目的の柱の一つである「関係住民の意見の反映方法について提言(流域委員会規約第2条)」及び河川管理者に提出する「河川整備計画原案についての意見書」を充実したものとする。

✚ 活動(案)

➤ フェーズ1:「最終提言」に向けての提言

- 河川整備計画における住民意見反映の基本的あり方(理念・哲学)及び具体的反映方法などについて幅広く集中的な議論を行い、河川管理者へ提出する「関係住民の意見反映方法の提言」のいわば「原案の案」を作成し、委員会の「最終提言作業部会」に提言する。

➤ フェーズ2:「河川整備計画原案についての意見書」に向けての提言

- 住民意見聴取の諸問題について、WGメンバーがヒヤリング(視察、シンポジウム参加等)に赴き、先進地域の事例等について幅広く知見を深める。
- これまでに寄せられた一般意見に対する流域委員会としての対応を検討する。
- 「関係住民の意見反映方法の提言」をより良いものとするための「試行的活動」を検討する。

＜例＞淀川水系流域ヒアリング調査～サイレントマジョリティの意見聴取

審議スケジュール(案)

- ✚ フェーズ1:10月24日最終提言作業部会への提言に向けて
 - 第3回WG(10月14日)
 - 1)最終提言(一般意見聴取関連)について
 - 2)これまでに寄せられた一般意見への対応
 - 第4回WG(10月21日)
 - 1)最終提言(一般意見聴取関連)のWG(案)確定
→10月24日までに最終提言WGへ提言

- ✚ フェーズ2:河川整備計画原案についての意見書作成に向けて
 - 第4回WG ヒヤリング調査、意見書について

委員会最終提言と一般意見聴取WG審議の関係

旧最終提言目次(案)

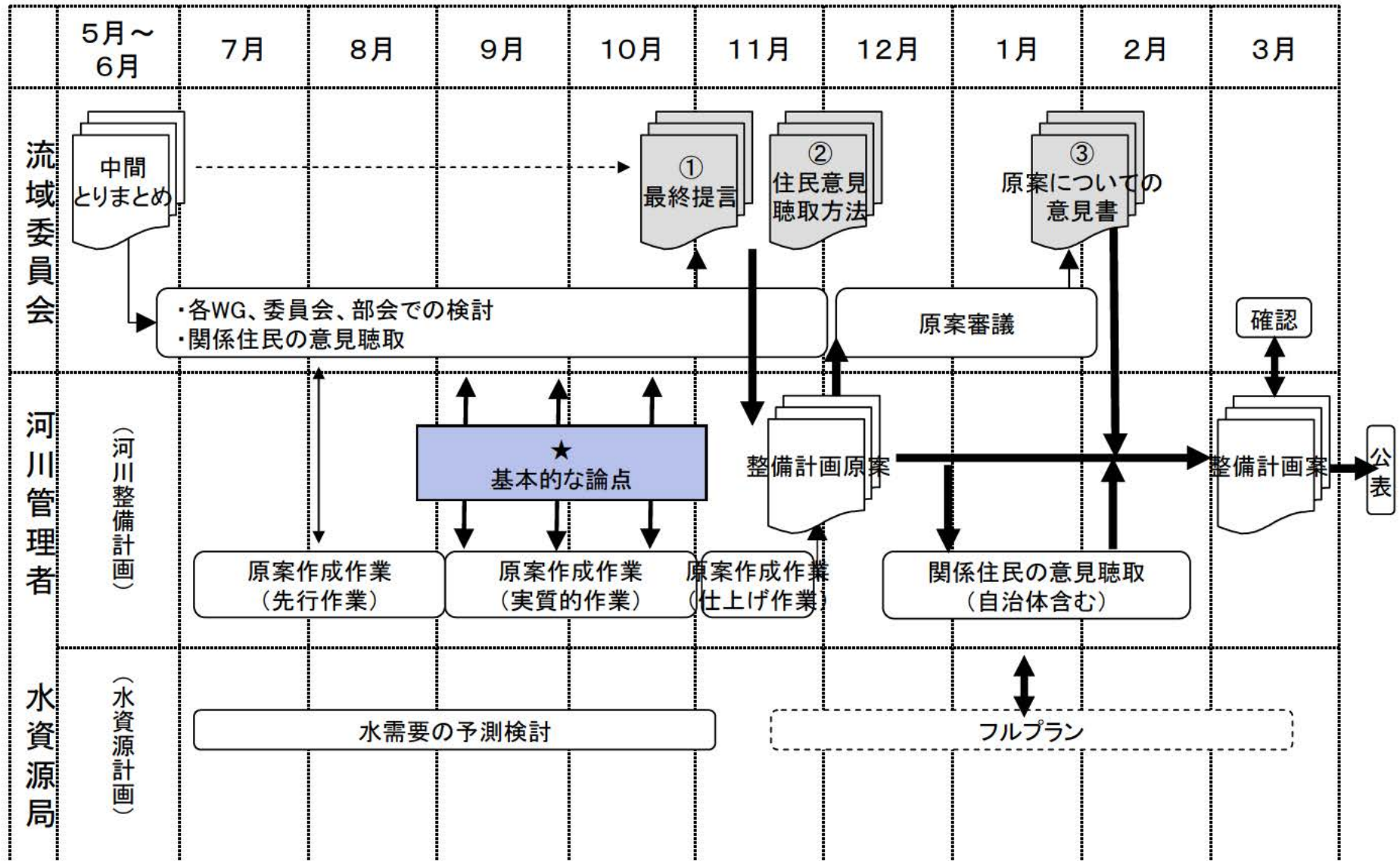
6 計画策定のあり方	6-1 住民意見の反映
	6-2 関係機関等との連携
	6-3 計画アセスメントの実施
	6-4 計画策定に関する情報の包括的提示
	6-5 維持管理のあり方
	6-6 河川整備計画策定にあたって河川管理者が行う意見聴取・反映に関する方針
7 整備計画推進のあり方	7-1 情報の共有とパートナーシップ
	7-2 流域委員会、流域センター等の設置
	7-3 実施結果のフォローアップと見直しと順応的管理

新最終提言目次(案)

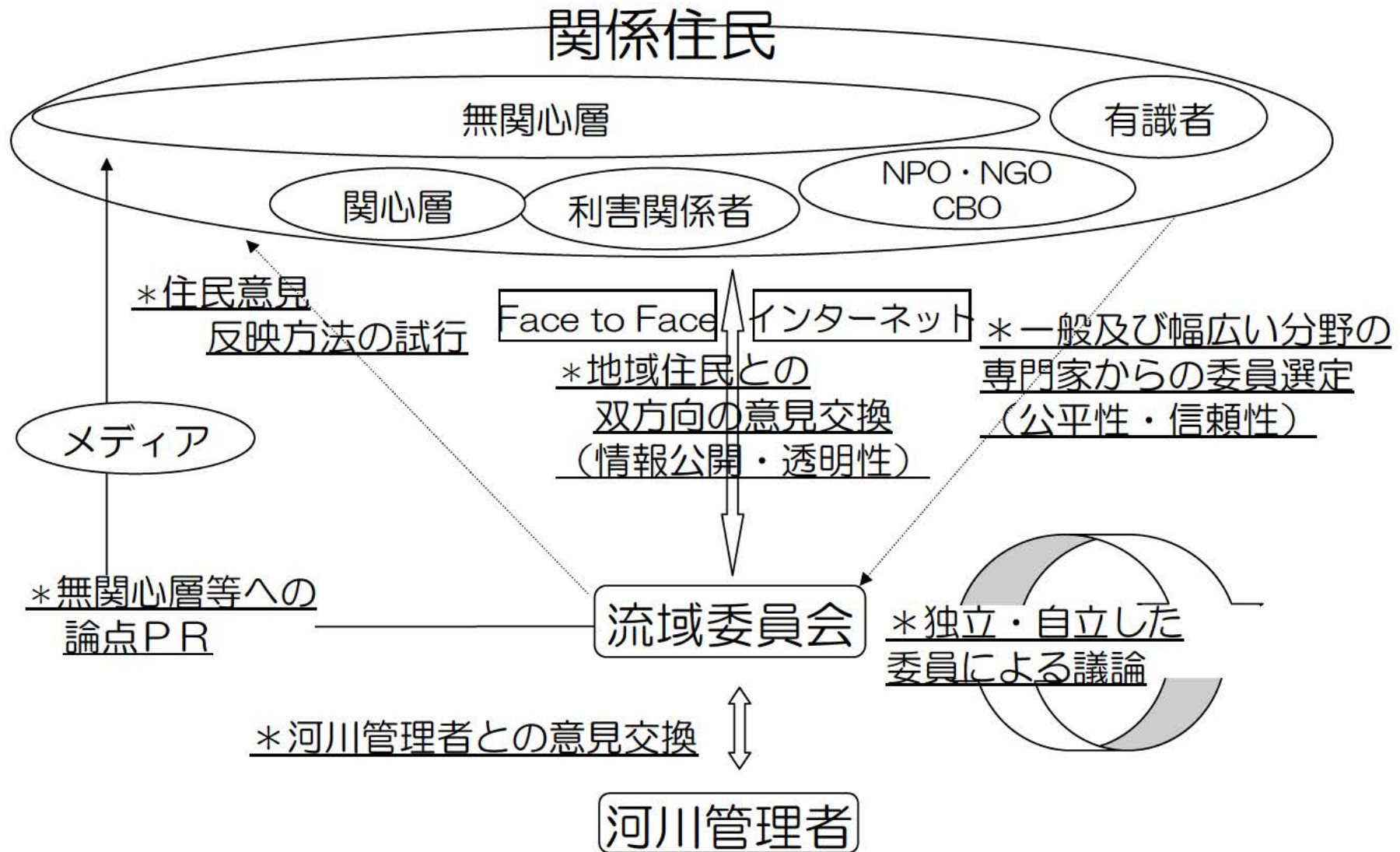
4 整備計画のあり方	4-1 基本的考え方
	4-2 治水・利水
	4-3 利水
	4-4 利用
	4-5 環境(水質・水位変動含む)
	4-6 ダム・貯水池
	4-7 住民主体の河川整備へ(一般意見聴取WGが担当)

河川整備計画策定にあたって河川管理者が行う意見聴取・反映に関する提言 (一般意見聴取WGが担当)

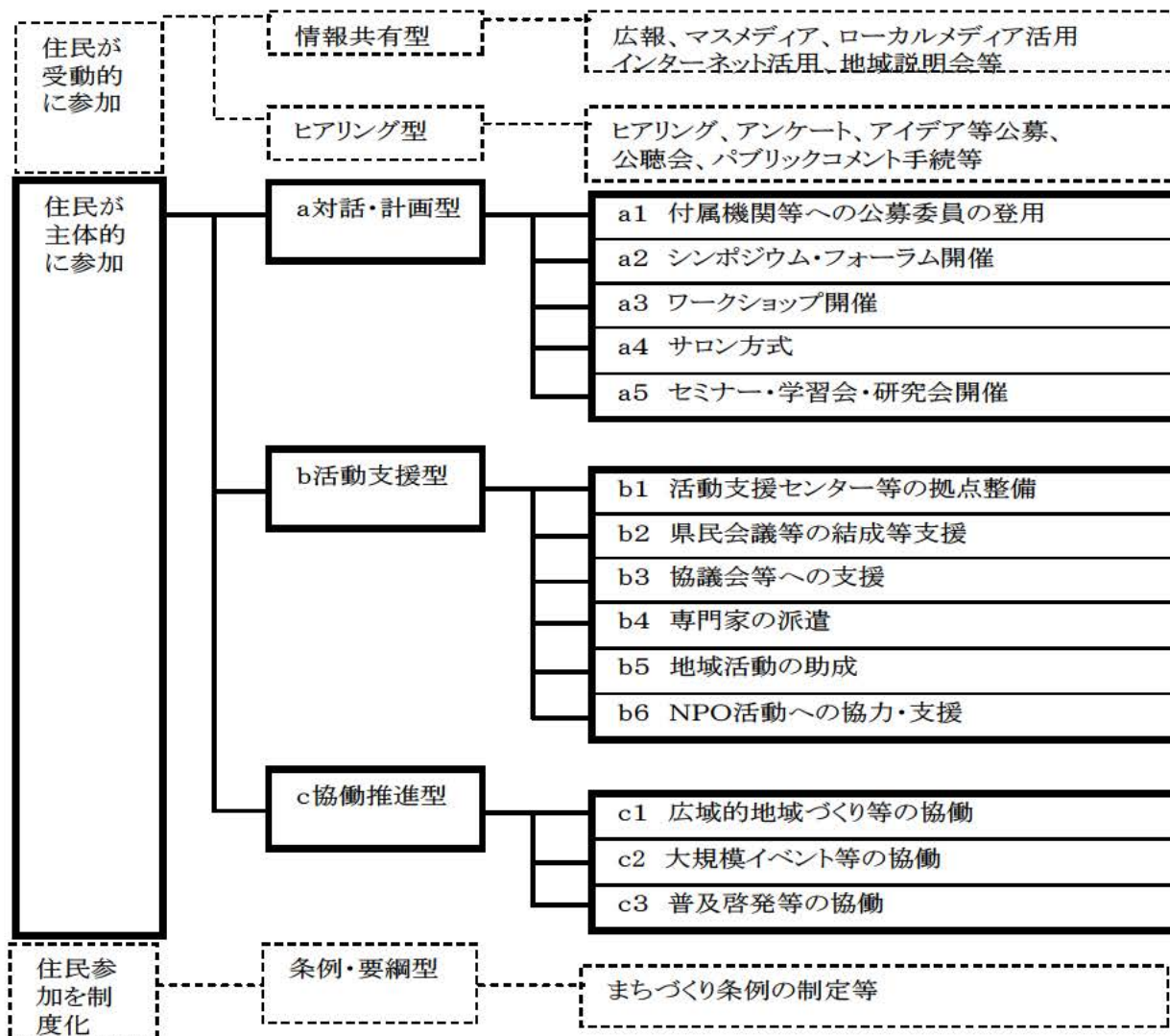
河川整備計画決定に向けた流域委員会スケジュール



淀川流域委員会のこれまでの取組みイメージ(参考)



住民参加のための手法の体系(参考)



新潟県総務部新行政推進室『県民参加型事業手法導入ガイドブック』

「県民の主体的な参加」を推進する方法(参考)

種 型	活用分野 手法	県行政全般 に関わる テーマ	地域振興に係る計画づくり 等		生活、自然・文化、産業、教 育などの環境改善活動等 (ソフト中心)		インフラ整備など公共事業 の計画づくり等 (ハード中心)		
			広域的・基 本的内容	地域的・具 体的内容	広域的・基 本的内容	地域的・具 体的内容	広域的・基 本的内容	地域的・具 体的内容	
対 話 ・ 計 画 型	付属機関等への 公募委員の登用								◇様々な場面に活用されているが、 地域に密着した事業等で、特に ワークショップの活用が多い。 ○具体的なデザイン等への多様 なアイデアが活用され、事業後の 自主的活動助長にも効果が期待 される。 △参加者数の確保。取りまとめに 時間を要すること。
	シンポジウム・フォーラム 開催								
	ワークショップ 開催								
	サロン方式								
	セミナー・学習会・研究 会開催								
活 動 支 援 型	活動支援センター 等の拠点整備								◇対象は、具体的な取組を伴う地 域や生活に密着した課題が多く、 専門家等の派遣や補助制度が活 用されている。 ○比較的自由で自主的活動の支 援であり、官民の信頼関係や自立 協働の意識の高まりが期待される。 △行政としてどこまで・どの程度支 援するかが課題
	県民会議等の結成 等支援								
	協議会等への支援								
	専門家等の派遣								
	地域活動の助成								
	NPO活動への協 力・支援								
協 働 推 進 型	広域的地域づくり等 への協働								◇比較的広域的な取組が多いが、 個々を対象とする普及啓発等では 地域密着型も。 ○官民の連帯感と相互理解 △役割分担の明確化、情報共有 への配慮
	大規模イベント等の 協働								
	普及啓発等の協働								

淀川水系流域委員会の目的

・淀川水系流域委員会 規約

河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長が「淀川水系流域委員会」を設置する。(第1条)

委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。(第2条)

・河川法

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。(第十六条の二第3項)

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認められるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。(第十六条の二第4項)